

平成27年 3 月 9 日

第 3 回倉吉市議会定例会議案提案理由説明

(追 加 分)

倉吉市長

それでは、ただいま上程されました追加議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

まず、議案第41号 倉吉市国民健康保険条例の一部改正についてであります。

国民健康保険の被保険者間の保険料負担の公平を図るための賦課額の限度額の引上げ及び経済動向等を考慮し低所得者の国民健康保険料の軽減を図るための軽減判定所得の基準の見直しを行う国民健康保険法施行令の一部を改正する政令(平成27年政令第63号)が平成27年3月4日に公布されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

次に、議案第42号 倉吉市介護保険条例の一部改正についてであります。

介護保険の被保険者間の保険料負担の公平の確保と、きめ細かな保険料設定ができるよう、保険料の所得段階を多段階化することとし、倉吉市介護保険条例に所要の改正を行うものです。

以上、提案いたしました議案につきまして、その概要をご説明いたしました。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。